

四日市市告示第525号

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年12月16日

四日市市長 田中 俊行

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱（平成14年四日市市告示第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市内に在住し児童を養育している保護者が、疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を一時的に養育又は保護する事業を、市が主体となって実施することにより、児童への虐待等を未然に防ぎ、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ショートステイ 事業利用決定者及び児童を、指定施設で一時的に養</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、四日市市内に在住し児童を養育している保護者が、疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、当該児童等を<u>施設において一時的に養育し、又は保護すること</u>（以下「ショートステイ」という。）により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p>

育又は保護する短期の支援

(3) 指定施設 ショートステイを提供する施設として、あらかじめ四日市市長（以下「市長」という。）が指定した施設

(事業利用の要件)

第3条 (略)

(ショートステイの定員)

第4条 ショートステイの定員については、施設の状況を勘案し、当該指定施設と協議のうえ、市長が別に定める。

(事業利用の申請等)

第6条 事業の利用を希望する者は、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用申請書（第1号様式）、その他必要な書類を市長に提出し、その許可を得なければならない。

2 市長は、事業の利用の許可を決定したときは、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用決定（承認・不承認）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用実施依頼書（第3号様式）により、当該指定施設の長に通知するものとする。

(ショートステイ利用期間の変更)

(2) 施設 あらかじめ四日市市長（以下「市長」という。）が指定又は委託契約した乳児院、母子生活支援施設及び児童養護施設

(ショートステイの要件)

第3条 (略)

(ショートステイの定員)

第4条 ショートステイの定員については、施設の状況を勘案し、当該施設と協議のうえ、市長が別に定める。

(ショートステイ利用の申請等)

第6条 ショートステイの利用を希望する者は、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用申請書（第1号様式）、その他必要な書類を市長に提出し、その許可を得なければならない。

2 市長は、ショートステイの利用の許可を決定したときは、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用決定（承認・不承認）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用実施依頼書（第3号様式）により、当該施設長に通知するものとする。

(ショートステイ利用期間の変更)

第7条 (略)

2 市長は、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更決定（承認・不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用変更実施依頼書（第6号様式）により、当該指定施設の長に通知するものとする。

(入所)

第8条 市長から事業の利用を許可された者は、指定された日に当該指定施設に当該児童等を入所させなければならない。

(事業利用の制限)

第9条 (略)

(申請の却下又は事業利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請の却下又は事業の利用決定を取り消すことができる。

(1) 保護者が虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用決定を受けたとき。

(2) 実施指定施設の長の指示に従わ

第7条 (略)

2 市長は、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用期間変更決定（承認・不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するとともに、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業利用変更実施依頼書（第6号様式）により、当該施設長に通知するものとする。

(入所)

第8条 市長からショートステイの利用を許可された者は、指定された日に当該施設に当該児童等を入所させなければならない。

(ショートステイ利用の制限)

第9条 (略)

(申請の却下又はショートステイ利用の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請の却下又はショートステイの利用決定を取り消すことができる。

(1) 保護者が虚偽の申請その他不正な手続によりショートステイの利用決定を受けたとき。

(2) 実施施設長の指示に従わないと

ないとき。

(3) 災害その他の理由により指定施設が利用できなくなったとき。

(4) (略)

(退所)

第11条 指定施設の長は、一時的に養育し、又は保護している児童等が退所したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(費用等)

第12条 (略)

2 ショートステイに要した経費の支払を受けようとする指定施設の長は、ショートステイ費用請求書及び実績報告書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

3 (略)

(指定施設の指定要件)

第14条 指定施設として指定を受けることができるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設とする。

(指定の申請及び決定)

第15条 前条の指定要件を満たし、指定を希望するものは、四日市市子育て短期支援(ショートステイ)施設指定申請書(第8号様式)を市長に提出し

き。

(3) 災害その他の理由により施設が利用できなくなったとき。

(4) (略)

(退所)

第11条 施設の長は、一時的に養育し、又は保護している児童等が退所したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(費用等)

第12条 (略)

2 ショートステイに要した経費の支払を受けようとする施設の長は、ショートステイ費用請求書及び実績報告書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

3 (略)

なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、指定の可否を決定し、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）施設指定決定（却下）通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第16条 指定施設は、指定申請書の記載事項に変更があったときは、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）施設指定申請書記載事項変更届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 指定施設は、事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）指定施設廃止（休止・再開）届（第11号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

（報告等）

第17条 市長は、当該事業に関して必要があると認めたときは、指定施設若しくはその従業者又は指定施設であったものに対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらのものに出頭を求め、又は職員、関係者に対して質問させ、若しくは指定施設について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

第18条 市長は、指定施設が、次の各号のいずれかに該当するときは、第15条の指定を取り消すものとする。

(1) 第14条の要件に該当しなくなったとき。

(2) 費用の請求に関し不正があったとき。

(3) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 前条の規定による出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、指定施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定施設が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 不正の手段により第15条の規定による指定を受けたとき。

(連携)

第19条 この事業の目的を達成するため、市長は、他の関連在宅サービスとの十分な調整を行うとともに、当該指定施設、児童相談所、母子・父子自立支援員、民生・児童委員等関係機関と

(連携)

第14条 この事業の目的を達成するため、市長は、他の関連在宅サービスとの十分な調整を行うとともに、当該施設、児童相談所、母子・父子自立支援員、民生・児童委員等関係機関と十分

十分な連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(補則)

第20条 (略)

別表(第12条関係)

子育て短期支援(ショートステイ) 事業基準単価表(日額)

(略)

な連携を図り、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(補則)

第15条

別表(第12条関係)

子育て短期支援(ショートステイ) 基準単価表(日額)

(略)

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

年度	民生費 児童福祉費 <u>子育て短期支援ショートステイ事業費</u> 扶助費(施設事務費)
<p>ショートステイ費用請求書</p> <p>一金 円也</p> <p>ただし、子育て短期支援（ショートステイ）事業にかかる費用 月分として、上記のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>施設種別 乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設</p> <p>施設所在地</p> <p>施設名</p> <p>請求権者</p> <p>四日市市長</p>	

実 績 報 告 書

氏 名	利用期間	入所日数	日 額	計
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
	月 日から 月 日まで	日	円	円
			合 計	円



第8号様式から第11号様式を次のように加える。

第8号様式（第15条関係）

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）施設指定申請書

四日市市長

年 月 日

住 所

氏 名

代表者

印

子育て短期支援を提供する施設として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — )				
	申請者連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類等					
	代表者の職・氏名	職名			フリガナ	
					氏 名	
備 考						
指 定 を 受 け よ う と す る 施 設 の 種 類	フリガナ					
	施 設 名 称					
	施 設 の 所 在 地	(郵便番号 — )				
	施 設 連 絡 先	電話番号		FAX番号		
	同一所在地において行う施設の種類			認 可	年 月 日	

添付書類

施設認可証の写し

第 号  
年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）施設指定決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て短期支援を提供する施設の指定については、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱第15条の規定により、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

指定を決定する。

(1) 指定施設

(2) 指定年月日

(3) 指定番号

指定を却下する。

却下理由

第10号様式（第16条関係）

四日市子育て短期支援（ショートステイ）施設指定申請書記載事項変更届

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

次のとおり子育て短期支援施設の指定を受けた申請書の記載事項を変更したので、四日市子育て短期支援（ショートステイ）実施要綱第16条の規定により届け出ます。

		指 定 番 号	
記載事項を変更した施設		名 称	
		所 在 地	
		施 設 の 種 類	
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
1	法人の名称	(変更前)	
2	法人の所在地		
3	主たる事務所の所在地		
4	代表者の氏名及び住所		
5	施設の名称		
6	施設の所在地		
7	施設の種類	(変更後)	
8	その他		
変 更 年 月 日		年 月 日	

- 備考
- 1 該当項目番号に○を付してください。
  - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
  - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第11号様式（第16条関係）

四日市市子育て短期支援（ショートステイ）指定施設廃止（休止・再開）届

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

次のとおり子育て短期支援の廃止（休止・再開）をしたので、四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱第16条の規定により届け出ます。

指 定 番 号		
廃止（休止・再開） す る 施 設	名 称	
	所 在 地	
廃止、休止又は再開した年月日		年 月 日
廃止又は休止した理由		
現に子育て短期支援を受けていた者に対する措置（廃止又は休止した場合のみ）		
休 止 予 定 期 間		年 月 日～ 年 月 日

（注）1 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市子育て短期支援（ショートステイ）事業実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)